

総行給第60号
令和2年12月15日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための
防疫等作業手当の特例の運用に係る状況調査(第2回)の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用に関しては、人事院規則9-129(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例)の改正内容及び令和2年4月21日付け総行公第70号・総行給第15号等の通知の内容とその趣旨を踏まえ、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、本年7月に実施した防疫等作業手当の特例の運用に係る状況調査について、改めて現時点での状況を調査することといたしましたので、御協力をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室
電話 03-5253-5549 (直通)